

## 越谷市火災予防規則の一部を改正する規則

越谷市火災予防規則（平成15年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第14条第4号中「第12号まで」を「第13号まで」に改め、同条第5号中「条例第44条第13号」を「条例第44条第14号」に改め、同条第6号中「条例第44条第14号」を「条例第44条第15号」に、「充てんする」を「充填する」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第14条関係）

急速充電設備  
燃料電池発電設備  
発電設備 設置届出書  
変電設備  
蓄電池設備

年 月 日					
越谷市消防長 宛			届出者 住所 氏名		
			電話		
防火 対象 物	所在地				
	名称			用途	
設置 場所	構造	場 所		床 面 積	
		屋内( 階)、屋外		m <sup>2</sup>	
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		不 燃 区 画	有・無	換 気 設 備
届出 設備	電 圧	V	全出力又は 定格容量	Kw AH・セル	
	着工(予定)年月日			竣工(予定)年月日	
	設備の概要	種 別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他		
主任技術者氏名					
工 事 施 工 者	住所	電話			
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 3 全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。
- 4 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に転載して添付すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 当該設備の設計図書を添付すること。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。